

2024年2月15日

**戦争危険についての解除通知  
(Notice of Cancellation in respect of War Risks)**

このサーキュラーは戦争危険に関するもので、以下の被保険者と共同被保険者に該当します。

- 傭船者責任保険における被保険者
- 追加保険を手配しているクラス3のメンバーと傭船者責任保険の被保険者
- 加入証明書に Non-poolable cover が追認されているクラス3のメンバー

メンバーの皆様は紅海の航行に影響を与える治安状況の悪化をご存じかもしれません。クラブの再保険者はクラブに対して戦争危険に関するNon-poolableの再保険契約を解除する通知を行いましたので、クラブは同様の通知を行うことが必要になりました。

クラブは以下の条項に基づき(傭船者責任保険Part4 Clause 6.1および追加保険Part4 Clause 6.1に定義されている)戦争危険のカバーを解除します。

- 傭船者責任保険 Part3 Clause 1.3
- 追加保険 Part3 Clause 1.3

この通知に基づく解除は2024年2月20日正午(グリニッジ標準時)に有効となります。

クラブは以下の条項に基づき戦争危険のカバーを復活させます。

- 傭船者責任保険 Part4 Clause 6.2および Part3 Clause 1
- 追加保険 Part4 Clause 6.2および Part3 Clause 1

この通知に基づく復活は2024年2月20日正午(グリニッジ標準時)に有効となります。ただし、以下の国や場所(この通知の時点でそのような国または場所の一部を構成するあらゆる港湾地域を含む)の領海内を航行するか停泊する被保険者を除きます。

インド洋、アデン湾および紅海南部の以下の境界線で囲まれた水域

- a) 北西側、北緯18度以南の紅海
- b) 北東側、北緯16度38.5分、東経53度6.5分のイエメン国境から公海上の北緯14度55分、東経53度50分
- c) 東側、公海上の北緯14度55分、東経53度50分から公海上の北緯10度48分、東経60度15分まで、さらに公海上の南緯6度45分、東経48度45分まで
- d) 南西側、南緯1度40分、東経41度34分のソマリア国境から公海上の南緯6度45分、東経48度45分

別段の定めがない限り、隣接する領土から沖合12海里までの沿岸水域は除きます。

この解除通知は戦争危険に関するカバーにのみ適用となります。その他の保険条件に変更はありません。

この解除通知は以前に除外されていた地域を変更するものではなく、2022年12月23日付のクラブ・サーキュラーは引き続き有効です。

クラブは適切な復活カバーが手配できるか調査しています。ご不明な点がございましたらクラブの引受担当者までご連絡ください。

敬具

Tindall Riley (Britannia) Limited / Tindall Riley Europe Sàrl  
マネジャー

以上  
(翻訳)ブリタニヤ・ヨーロッパ日本支店

本 Circular はすべて英文の日本語訳です。日本語訳と英文の間に齟齬がある場合は英文の内容を優先下さるようお願い申し上げます。